

食育・地産地消推進事業及び県産水産物需要喚起事業
 (飲食店等における県産農林水産物の消費回復・拡大支援業務)
 の企画提案に係る質問への回答

No.	項目	質問事項	回答
1	募集要項	企画提案書のページ上限は無しという認識でよい か。	企画提案書にページ上限は設けておりません。
2	補助金全体	県産農林水産物購入経費の1/2(上限10万円)を 補助となっているが、CP期間中に参加者が補助を 受けられる回数の制限や、予算の上限はあるか。	補助を受けられるのは1回までで、予算の上限は1店舗あたり 10万円です。1,100店舗に交付することを想定しています。 なお、補助金の支出は県で行うため、事業費には補助金交 付額は含まれておりません。
3	補助金全体	参加店舗が既にお持ちの、通常取引をしている購 入ルートからの県産品購入の場合でも、本キャン ペーンの補助対象として補助を受けることは可能 か。	可能です。
4	補助金全体	本業務において、補助金を各事業者へ入金するの は仕様書に記載がないが、宮城県が実施するとい う認識でよいか。また、そのための各事業者の振込 口座は「実績報告書」に記載され、データ化を実施 する想定でよいか。	補助金の入金は宮城県が実施します。各事業者の口座情報 などは、補助金交付要綱上の「債権者登録票」に記載され、 その情報のデータ化を受注者に委託することとしています。補 助金交付要綱が必要な場合はお問い合わせください。
5	補助金全体	交付要綱は支給いただける認識でよいか。また、そ の中に該当・非該当の判断基準は明記されている か。	事前に補助金交付要綱が必要な場合はお問い合わせくださ い。また、補助金交付要綱で補助要件等も記載しております ので、それをもとに該当・非該当を判断していただきます。
6	補助金全体	本業務で利用する各種申請書類関連及び電子 データ案を事前に確認させていただくことは可能 か。	各種申請書類については、補助金交付要綱で様式を定めて おりますので、必要であればお問い合わせください。また、電 子データ案は現在作成中のため、事前に確認いただけませ ん。
7	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	キャンペーン参加店舗の参加条件として、補助金 により購入した県内農林水産物を用いたキャンペ ーン特別メニューの開発は必須となるか。補助金利 用有無を問わず、既存メニューにおいて原材料に 県内農林水産物を活用しているのみでもよいのか。	キャンペーンメニューについては、県産農林水産物を使用し た新規メニューを想定しております。補助金利用有無を問わ ず、新規メニューの開発をしていただきます。
8	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(1) 1100を超える候補の中から、参加店舗数を 何店舗として導き出している予算なのか。また、補 助金は県が別予算で交付する認識でよいか。	1,100店舗が参加する想定で予算を算出しています。また、 補助金は県が別予算で交付します。
9	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(1) キャンペーン参加店舗募集は、 ・「食材王国みやぎ」地産地消推進店 ・仙台牛銘柄推進協議会提供店 ・食材王国みやぎの伊達な乾杯条例 上記の関連HP記載の店舗のみを対象でよいか。	参加店舗の募集の働きかけは、「食材王国みやぎ」地産地消 推進店(400店舗程度)、仙台牛銘柄推進協議会提供店(1 00店舗程度)のほか、県内飲食店のうち水産物を中心に取り 扱う店舗(500店舗程度)、その他県内飲食店(100店舗程 度)などにも行ってください。
10	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(2) 参加店舗募集・説明会実施はキャンペーン 開始前が原則かと想定しているが、キャンペーン開 始後も参加店舗の募集は継続するのか。	参加店舗募集・説明会実施はキャンペーン開始前の実施を 想定しております。また、参加店舗募集については、キャン ペーン開始後一定期間継続することも考えられますが、極力 キャンペーン開始までに参加店舗が1,100店舗となるよう にしてください。
11	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(2) 説明会をWEB開催とする場合、アプリの指定 はあるか。	Cisco Webex Meetingsを使用してください。
12	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(2) 説明会での説明は宮城県の担当者にお話し いただく想定でよいか。	主にキャンペーン事務局(受注者)の担当者から説明するこ とを想定していますが、県担当者からも説明することがありま す。
13	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(3) キャンペーン参加申請書・補助金交付申請 書の受付は、郵送又は持参のみに限定となるか。 それともキャンペーンHPにて事業者向けページを 構築し、WEB申請も可とするのか。	キャンペーン参加申請書・補助金交付申請書の受付は、郵 送又は持参のみに限定となります。WEB申請は不可としま す。
14	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施 設等におけるキャン ペーンの実施」	(3) 各種申請書類を各事業者はどこで入手する 想定か。	キャンペーン事務局(受注者)からの発送と、特設HPでのダ ウンロードを想定しています。

15	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(3)「申請書・交付申請書類」は、その書式・原稿があるのか。また、その印刷等を受注者が行う必要はあるのか。	補助金交付要綱で様式を定めております。印刷等も受注者が行ってください。仕様はA4白黒で、紙質等に指定はありません。補助金交付要綱が必要であればお問い合わせください。
16	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(3) 各種申請書類は持参又は郵送となっているが、持参の場合は受注者宛になるか。または宮城県の窓口宛持参で、あるサイクルで受注者が引き取る想定でもよいか。	受注者宛になります。
17	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(4)「キャンペーン運営に際し、飲食店・宿泊施設等からの負担金等は徴収せず」との記載があるが、参加店舗等からの電話問合せに関してはナビダイヤル設定(発信者負担)でよいか。	ナビダイヤル設定(発信者負担)でも構いません。
18	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(4)ト 「適正価格でかつ安定的に仕入れることができる仕組みを提案すること」については、特定の流通ルートイメージされているのか。もしくは他の方法を想定されているのか。また、食材に関して特に対象品目等はあるか。	特定の流通ルートは想定していません。県内の流通業者と飲食店・宿泊施設等の取引が活発化するような仕組みを提案してください。また、食材に関しては、特に対象品目等はありません。
19	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(4)ホ 「キャンペーンで使用する県産農林水産物」の補助対象となる品種指定はあるか。	指定はありません。県産農林水産物であることが条件です。
20	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(4)へ 「参加店舗のキャンペーンメニュー提供状況等の確認」とは、何の情報を把握すればいいのか。	キャンペーンメニューの販売数、売上、使用食材、入店者数等を想定しており、発注者と協議の上決定します。
21	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(4)ト 提案する関連団体以外に、宮城県のつながりや関連団体を紹介いただくことはできるか。	県とつながりのある団体等の紹介も可能です。
22	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5) 本キャンペーンの広告は、地産地消推進のため、県内在住の方へ絞って情報発信を行うという認識でよいか。	そのとおりです。
23	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)イ 「SNS」は新設するものなのか。既存のアカウントを使用するものなのか。	本キャンペーン用にSNSアカウントを新設することを想定しています。
24	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ロ 新聞広告出稿段数は、5段×3回など、合計15段以上となれば良いという理解でよいか。	そのとおりですが、キャンペーンの誘客に効果があるような提案をしてください。
25	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ロ 「抜き刷りパンフレット」とはどのようなものを想定されているか。	本事業で作成したチラシやポスター、雑誌広告誌面などのデザインを活用したものを想定しています。
26	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ハ キャンペーンプレートは「終了後の使用を考慮した際の使用における想定年数」は何年程を想定されているか。	想定年数はありませんが、現在地産地消推進店に配布している表示板のように長く使い続けられるものをご提案ください。(仕様書別紙2の2参照)
27	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ハ キャンペーンプレートについて生産に関し指定業者はあるか。	ありません。適切な業者をご提案ください。
28	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ハ 「発注者が指定するイラスト」とは何か。(デザイン案の中に組込む必要はあるか。)	ポスターやチラシなどのPR資材に掲載する共通のロゴマークを想定しています。提案の段階でデザイン案の中に組込む必要はありません。
29	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ニ 「賑やかグッズ(貸与可能なもの)」とは、どのようなものか。(写真と合わせてお教え願いたい)	ミニノボリやポスターを想定しています。在庫は、それぞれのぼり50枚、ミニノボリ20本、ポスター200枚、法被50着、マップ&カレンダー各種200枚、CD50枚、PR用DVD50枚です。グッズの画像については、下記URLをご覧ください。 https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/729024.pdf
30	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)ホ 広報宣伝において起用する生産者・流通業者は、提案者が任意で選定してよいという理解でよいか。	県産農林水産物の魅力を効果的に発信できるような生産者・流通業者を提案してください。契約後、受注者の提案をもとに、発注者と協議の上決定します。

31	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(5)へ 貴県が「みやぎ絆大使」と取り交わしている、委嘱の条件を教えてください。(経費が発生する業務範囲が知りたい)	県が取り交わしている委嘱の条件等はありません。契約後の所属事務所との交渉については、発注者と相談しながら行ってください。
32	仕様書第Vの1 「県内飲食店・宿泊施設等におけるキャンペーンの実施」	(6)「特典」はどのようなものか。仕入れ先の指定はあるか。また、A/B/C賞のように傾斜をつけるのか。	県産食材や県産品など地産地消の普及啓発に資するものを想定しており、特典内容や金額、仕入れ先については指定はありませんのでご提案ください。また、傾斜をつけるかどうかは、指定はありませんので、募集増加が見込まれる形式をご提案ください。
33	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(2)イ 「電子データ」とは、エクセル・ワード等のオフィス文書でよいか。	そのとおりです。具体的な様式については契約後お知らせします。
34	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(2)イ 「電子データ」の作成について、どのようなデータを想定されているか。	補助金の交付決定等にかかる情報と、県で補助金を事業者へ振り込む際に必要となる情報(住所、氏名、口座番号、口座名義など)の入力作業を想定しております。
35	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(2)ロ 「交付決定通知書」には、所定の様式・仕様があるのか(掲載情報、判形、色数等。)あれば積算に必要なのでお教え願いたい。	様式は契約後にお示しします。仕様はA4サイズ1枚程度で、2色(赤・黒)を想定しています。紙質に指定はありません。仕様書Vの2(2)に記載のとおり、発注者が準備する印影印刷した原紙に受注者が宛名などを印刷し作成することになります。
36	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(3)イ 案内文書送付時、各種書類も同封するか。(実績報告書など)	各種書類(実績報告書の記載例など)も同封してください。
37	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(3)イ 「実績報告書類」「精算払関係書類」の書式・原稿はあるのか。また、これらの書類は支給されるのか。それとも印刷するのか。印刷する場合、仕様に指定はあるのか。	関係書類の書式、原稿は補助金交付要綱で定めております。印刷は受注者で行ってください。また、仕様はA4白黒で紙質などはご提案ください。補助金交付要綱が必要であればお問い合わせください。
38	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(4) 電子データ及び確定通知書の納品は発生都度随時か。	納品の時期は契約後発注者と協議の上決定します。
39	仕様書第Vの2 「補助金にかかる事務関係業務」	(4) 封詰めを実施する際の封筒はご支給いただく想定で良いか。	封筒は受注者で用意してください。